

目 次

第 1 号 10月31日（金曜日）

令和7年度下郷町議会10月第1回会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
議会広報常任委員会委員の選任について	3
議会運営委員会委員の選任について	4
町長提案理由の説明	4
報告第10号 専決処分の報告について	5
（専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について）	
議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について	10
散会	21

令和7年度下郷町議会10月第1回会議会議録第1号

招集年月日	令和7年10月31日			
本会議の日程	令和7年10月31日から10月31日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和7年10月31日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和7年10月31日	午前11時21分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長 大竹 浩二	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 玉川 清美	農林課長併任 農業委員会事務局長 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	会計管理者 室井 俊之	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行
	代表監査委員 五十嵐 浩			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人		
	書記 玉川 和哉			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会10月第1回会議議事日程（第1号）

期日：令和7年10月31日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
1 番 渡 部 哲
2 番 星 昌 彦
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会広報常任委員会委員の選任について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 町長提案理由の説明
- 日程第 7 報告第10号 専決処分の報告について
(専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第 8 議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について
- 散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年度下郷町議会10月第1回会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、渡部哲君及び2番、星昌彦君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

さきの議会運営委員会において、会議の日程を本日1日限りにすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

令和7年9月23日付で湯田純朗議員が失職となったことに伴い、去る10月6日開催の総務文教常任委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選を行った結果、委員長に星昌彦君、副委員長に小玉智和君が選任されましたことをご報告いたします。

以上、諸般の報告といたします。

日程第4 議会広報常任委員会委員の選任について

○議長（湯田健二君） 日程第4、議会広報常任委員会委員の選任についての件を議題とします。

議会広報常任委員会は、下郷町議会委員会条例第2条の規定により委員定数は6名で構成されております。

また、下郷町議会申合せ事項2の③により、総務文教常任委員会から3名、産業厚生常任委員会から3名それぞれ選出することになっております。令和6年度4月第1回会議において、総務文教常任委員会から湯田純朗君、星和志君、星昌彦君の3名を選出しておりましたが、湯田純朗君が去る9月23日、下郷町長選挙に立候補の届出を提出し、受理されたことにより、下郷町議会議員の職を失職されました。これに伴い、1名が欠員となっております。

このことに伴い、去る10月6日に開催された総務文教常任委員会において小玉智和君が選出され、報告書が提出されております。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定に基づき、議会広報常任委員会委員に小玉智和君を指名いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、小玉智和君を議会広報常任委員会委員に選任することに決定しました。

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長(湯田健二君) 日程第5、議会運営委員会委員の選任についての件を議題とします。

議会運営委員会委員の選出方法は、総務文教、産業厚生、議会広報各常任委員長及び副議長の4名、議長経験者から1名を選出するとされておりますが、湯田純朗君が去る9月23日、下郷町長選挙に立候補の届出を提出し、受理されたことにより、下郷町議会議員の職を失職されました。

このことに伴い、去る10月6日に開催された総務文教常任委員会において星昌彦君が委員長に選出され、報告書が提出されております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定に基づき、議会運営委員会委員に星昌彦君を指名いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、星昌彦君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第6 町長提案理由の説明

○議長(湯田健二君) 日程第6、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年10月第1回会議の開催をお願いいたしましたところ議員各位におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず、さきの令和7年8月第1回会議、令和7年9月会議でご報告申し上げておりました下郷町職員互助会会計の私的流用について、その職員の処分が確定し、令和7年10月23日付で当該職員を免職処分といたしましたので、議会の皆様へ報告させていただきます。

概要でございますが、元総務課職員が令和4年10月4日から令和7年4月25日までの間、下郷町職員互助会会計から合計332万1,731円を私的に流用したものでございます。町民の皆様、そして町議会議員をはじめ、関係機関、関係者の皆様には多大なる迷惑、

そしてご心配をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。深くおわび申し上げます。

町といたしましては、今後こうした不祥事が二度と起こらないよう、職員一人一人がこの事態を厳しく身近なことから重く受け止め、強い危機感を持って再発防止に取り組むとともに、信頼回復のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、本事案が発生したことは誠に遺憾であり、町長として大変重く受け止め、その責任を痛感しております。職員の不祥事に対する、町民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に、私と副町長の減給措置について、本日の会議に議案として提出しております。

さらに、本案に係る刑事告訴につきましては、被害者である下郷町職員互助会が刑事告訴をしないと判断しており、また私的流用額につきましても全額返還されておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、本会議におきましては報告1件、議案1件を提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、その概要につきまして説明を申し上げます。報告第10号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、令和7年7月16日、役場駐車場において発生した自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についてでございますが、先ほど申し上げました責任の重大さに鑑み、町長、副町長共々、自らの身を処すべく、私の給料を100分の20、2か月、副町長の給料を100分の15、1か月の減額を行うものであります。引き続き町政の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本会議にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第7 報告第10号 専決処分の報告について

（専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（湯田健二君） 日程第7、報告第10号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第10号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、2ページを御覧いただきまして、本件につきましては、本年

7月16日、役場駐車場で発生した自動車事故につきまして地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものであります。

その内容でございますが、1の損害を賠償し、和解する相手方につきましては記載の内容をご確認いただきたいと思っております。

2の損害賠償の額でございますが、過失割合は町側が100%、相手方がゼロ%であるため、損害賠償額を23万9,030円としたものであります。

3の事故の状況でございますが、令和7年7月16日午後5時20分頃、役場駐車場内において、相手方自動車が側溝の上を通過した際、劣化により損傷していた側溝のグレーチングが外れ、車両の右前輪が側溝内に落下し、相手方自動車に損害を与えたものであります。

なお、本件につきましては、損害賠償の額を上記のとおりとして、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求訴訟等を行わないこととし、相手方との協議が調いましたので、令和7年10月8日付で専決処分をしたものであります。

今後におきましても、より一層施設管理の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） この件に関しまして、まず役場駐車場ということでございますが、場所は具体的にどこなのか。それと、当事者負担が町が100%悪いということで、言い換えれば役場の駐車場で起きた事故になるわけですが、この管理担当者というのは町の職員になるわけですか。そういったときに、側溝不備、グレーチング不備ということではあるのですが、これをこのままで今後ないように努めていくというふうには課長はおっしゃいましたけれども、具体的にどのような形でやっていくのか。はい、これで全額補償しましたので終わりという考え方なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、場所でございますが、こちら役場と向かい側にふれあいセンターがございます。その間が駐車場のスペースになっているわけなのですが、職員の出入口、ご存じかと思うのですが、そちらの付近が実際除雪の排雪場所になっておりまして、法面がございます。その法面に沿った形で側溝が入っておりまして、その一部が今回の事故現場となっております。

管理の所管につきましては、こちら総務課の管財係で執り行っております。今回の事故を受けまして、そのほかに損傷箇所がないかどうか、その後の対応として実施しております。実際のところ、その付近にもう一か所、グレーチングがちょっとめくれ上がっ

ておりまして、変形しているものがございましたので、現時点におきまして、その2か所の対応をさせてもらったところです。実際のところ、詳細な分析はしておりませんが、除雪において排雪場所の付近となっているために、やっぱり圧がかなりかかるということは想定される中身となっております。特に降雪期が終わった3月期あたりを始点におきまして点検等をやっていきたいというふうには思っておりますので、今後の対応としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やはりあちら側は、ほとんど職員の方が止めている、これ職員の車ですね、事故車というのは。例えばあそこは、本当に雪を下ろすというぐらい坂です。坂というか、崖みたいになっています。万が一、あそこから車が落ちたりなんざりしたような、いわゆる人身事故とか何かがあった場合も考えられますよね。このグレーチングに関しては、前、桃曾根だかどこかでも、どこかの会社の方に町道だからということで町で対応されたこともありましたよね。それと、あと去年は雪が落ちて、あつた車が損傷したとか、そういうのというのは確かに目の前ではないので、もう常に管理していないと難しいというところもあるのかもしれないけれども、こちら町の職員が使っているところであれば、総務課の担当、管財係の担当とおっしゃいましたが、利用する職員もきちんとそういったところを周りを見る必要もあるのかなとはちょっと考えたのですけれども、そこまでは言う必要もないとは思ひのですが、補償をこのまま保険だけで対応できるからいいって済ませていいことではないと思ひますので、やはりきちんとした管理を、管財係がやっておるとは言うのですけれども、最終的に責任を負うのは誰なのかということです。その辺も管財係任せにしない、やっぱり総務課の体制というのはきちんと取っていただきたいと思ひのですが、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答ひいたします。

まず、今回の相手方の方は職員でございます。その付近が法面になっておりまして、そこに排雪を行っている関係があると。そこから車が落ちる可能性がある、ないというところで否定はできないところではあるのですが、構造物等を造ることが除雪の、排雪の関係でなかなか難しいところもござひますので、そこはひとつご理解いただければと思ひます。

あと今後の対応ということでよろしいのでしょうか。

（「チェック体制」の声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） チェック体制につきましては、先ほども申しましたとおり降雪期後の確認等はやっていく前提で、当然この間の会議におきましてご説明した経緯があるのですが、駐車場のところは職員と町民の方の特別区別なく使っている経緯もござひます。今回職員が相手方でしたが、町民の方だったらばというところを想定しますと、もっと大変なことになっていたというところもありますので、その辺

は身にしみて感じているところがございますので、今後の対応につなげていきたいと思うのですが、まめな確認というか、そういうところをやっぴり重点的にやっていくしかないのかなと思っております。そういうことですみませんが、ご理解のほどよろしくお願いできればと思います。

○議長（湯田健二君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） グレーチングが結構町道にも損害が起きているのがちょっとあるのですよね。これを点検するとき、グレーチングの側面、それに100%荷重がかかった場合に丸くなります。グレーチングに縦断的に行った場合には強いのですが、その辺は町道も兼ねて、あと横断歩道にありますその辺のグレーチングの金具を押さえるのがいかれているときがあるのです。そうすると、グレーチングが丈夫でも金具が変形していれば、そこにまたグレーチングまで影響しますので、その辺も含めてちょっと技術的に調査をしていただいたほうがよろしいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご意見、どうもありがとうございます。確かに点検をして分かることは、見た目では大丈夫に見えるのです。ところが、荷重をかけると、それが傾いたりするという現象がやっぱりあるようでございます。側溝自体がある一定期間を過ぎると、やっぱりどうしても劣化して、受けのほうは少しずつもろくなっていくという現象がコンクリートですので、あると思います。その辺ちょっと慎重に対応していきたいと思います。ありがとうございます。

（「グレーチングを支える金具、それがいかれているんだ」の声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 金具。

（「はい」の声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 分かりました。

（「結構きれいに入っているから、一番すれすれに行くから……」「指名してから」の声あり）

○議長（湯田健二君） 3番議員、議長のあれを受けてから。

○3番（佐藤勤君） あのグレーチングそのものは丈夫なのですよ。だけれども、それを支えるちょっと金具そのものがもろくなるので、その辺も点検のところに加えていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご意見、検査のほうに生かしてまいりたいと思いますので、どうもありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 1つだけお伺いいたします。

この件については話出ているのですが、ちょっとお聞きしたいのは、職員の駐車場、それから一般的に町民の駐車場というのは、特に職員の方々はばらばらに駐車している

ように感じるのですが、ある程度職員の方は職員、あと一般の町民は町民ということで、これだけ広域な広い駐車場でございますので、今後このような事故のないように、そうなりますと駐車場の管理はできると思いますから、その辺はどのようなのですか。職員の駐車場とか一般の駐車場って決まっているのですか。ちょっとお聞きします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問なのですが、一般の方の駐車場においては今回の現場の全く逆側で西側になりますが、そちらは一般の方の駐車場という中身で取り扱っております。

ただ、当然ふれあいセンターでイベントがあったり、いろいろありますので、一般の方の出入りが多い場合、そうでもない場合がございます。そうなった場合に、それ以外の区画というのは自由にお止めいただいてよろしいですよという体制を取っているのが現状でございますので、職員と一般の方のすみ分けをしてしまうと、そういうイベントがあった際になかなか厳しい面がございます。取りあえず一般の方が役場にご用があるときには西側の駐車場に止めていただいて、職員はそこには止めないように今もしているのですけれども、そこは最優先で止めていただく。そこが埋まって止まらない場合には、ご自由に空いているところに止めてくださいという対応で実施しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） そういうことになりますと、役場の職員の方は内部でそういうような通達が出ているのですか。どこにでも駐車してもいいような感じで私は今まで見てきたのですが、そういうことはないですか。ある程度は内部でイベントとか、そういう行事ある場合はということでそれは分かりますけれども、一般的に職員の駐車場はここですよということを具体的に職員に徹底していますか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 役場本庁舎のほうに勤務しておる職員、約100名超いますので、そこを一角に縛ってしまうと、かなり限定されてしまうと、そういう部分がありますので、先ほども申したとおり、一般の駐車場を最優先にここには止めないでくださいという前提で、それ以外でという運用をしているのが現況でございます。ですから、あとは基本的に区画内に止めてくださいというところで運用しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 説明はよく分かったのですが、そういう状況の中であれば、駐車場全体、職員が役場の中で事故に遭うなんていうこと自体がやっぱりちょっと異常事態ですよ、はっきり言って。そうでしょう。結局は内部を全部分かる方がそこに車で、それ毎日通っているのか何だか私は分かりませんが、その園内で事故に遭ったなんていうこと自体がやっぱり管理責任はかなりありますから、その辺きちんとやってください。答弁はいいですから、よろしく願いします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問の件なのですが、ここの役場ができたときに駐車場として西側と東側、西側は一般の町民の方、外来者、東側は職員の駐車場という決め方をしていた。後ろも要するに職員が止めてもいいようにはなっているのですけれども、冬期間は屋根から雪が落ちるので、そこは止めないよということをやっていますけれども、そもそもイベントがあったり、行事があって、通常の日程ですと駐車場が足りないのですよ、現実的に。ふれあいセンターで行事があると、必ず駐車場は下のほうに職員が止めたり、桜が植わっているところに止めたりしてやっていますから、これは全体で見直さなければならぬと。

それがたまたま7月16日、この事故の件についてはどういうイベントがあったかどうか知らないけれども、駐車スペース外に止めている車もあったかもしれない。それは分からないですよ、今調べていない。ただ、通常でいきますと、そこが通れないはずがない。ただ、それはいろいろな条件があって、たまたまグレーチングのほうに行ってしまったという想定をされるのですけれども、そのグレーチングが弱っているのではなくて、要するに除雪で雪をやったときに法面が軟らかくなっているのです。だから、それに車が上がって、その下の側溝部分が下がってしまった。それに伴い、グレーチングが落ちてしまったということなので、これは何ともしようがない話ですが、これから駐車場の増設についても考えていかないと、ここで何か行事があるといったときには困ってしまうという状態になりますから、いろいろな計画をしていきたいと、こういう事故のないように努めてまいりたいと、そういう覚悟で指導してまいります。

以上です。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第10号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第8 議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第8、議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず、説明の前に今回の互助会の事案につきまして、町民から信用失墜を招く行為を起こしてしまいましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。今後、互助会、町、両方の観点から再発防止に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明に戻らせていただきます。議案の説明の前に、もう一つ資料

をお配りしております。まず、こちらの資料の説明からさせていただければと思います。下郷町職員の懲戒処分の公表という表題になっている縦長のものがございます。この資料は、本日提出しました本議案についてご議決いただいた場合に報道機関に公表する予定の資料となっております。

内容について説明いたします。まず、今回の互助会で起こりました処分対象者をAとして記載させていただきました。このAの方のご説明でございます。1、所属名、総務課、これは当時総務課だったということでございます。職名、主査。年齢、38歳。性別、男性。処分内容、地方公務員法第29条第1項第1号、第3号の規定により懲戒免職。処分年月日、令和7年10月23日。

事件概要、令和4年10月から令和7年4月までの期間に下郷町職員互助会会計から令和4年度72万円、令和5年度128万円、令和6年度110万6,251円、令和7年度21万5,480円、合計332万1,731円をここに記載はございませんが、合計35回に分けて私的に流用したものでございます。

再発防止の取組としましては、本事案は町政に対する信用と信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されることではありません。全職員に対し、公務員としての倫理の確立、服務規律の遵守と綱紀粛正の徹底を周知するとともに、今後の再発防止対策として通帳、印鑑の管理体制などを見直し、適正な管理に努め、チェック体制の強化を図ります。今後の再発防止に全力を尽くし、信頼回復に努めてまいります。

続きまして、町長のコメントでございます。こちらにつきましては、記載のとおりでございますので、ここは省略させていただきます。

この段落の後段につきましては、町長、副町長の議案第22号の内容となっておりますので、こちらにつきましてもこの後ご説明いたしますので、省略させていただきたいと思っております。

続きまして、次のページ、2ページ目になります。その他、本事案に係る刑事告訴につきましては、被害者である下郷町職員互助会が刑事告訴しないと判断しております。なお、私的流用額については全額返還されております。以上が概要でございます。

この概要を基に、続きまして議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についてでございますが、町長及び副町長の給料月額について、特例条例の設定をお願いするものであります。

議案書4ページをお開きいただきまして、町長等の給料の特例に関する条例でございますが、第1条では町長の給料月額について令和7年11月1日から令和7年12月31日までの2か月間、第1条の4行目となりますが、100分の20を乗じて得た額を減じた額とするもので、具体的に申し上げますと、町長の給料月額75万7,000円の100分の20、15万1,400円を2か月減ずるものでございます。

次に、第2条では副町長の給料月額について、令和7年11月分について第2条の2行目から3行目となりますが、100分の15を乗じて得た額を減じた額とするもので、具体的に申し上げますと、副町長の給料月額60万3,000円の100分の15、9万450円を減ずるものであります。

附則でございますが、この条例は令和7年11月1日から施行し、令和7年12月31日限り、その効力を失うものとするものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君）　この点につきまして、前回のときに、これ令和5年12月の議会の説明の資料をちょっと引っ張り出してみたときに、12月会議のときに再発防止を示されているのです。それは、以前横領があったときです。報告がありました。それで令和5年の12月の議会のときに再発防止ということでありましたのが、「本事案は、町政に対する信用と信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されることではありません。全職員に対し、公務員としての倫理の確立、服務規律の遵守と粛正の徹底を注視するとともに、職員一人一人が公金の適正な管理に努め、現金や書類等のチェック体制の強化を図ります」と、再発防止の取組として、これ令和5年の12月に言われているのです。これを見ますと、前回の横領の件というのが令和4年度で4件、それから5年で8件あって合計十何万円だったか、十五、六万円だったかと思うのですが、今回令和4年から令和7年の4月までの間の三百三十何万円なのです。この職員に対する一人一人チェック体制を強化していくと出されたのが令和5年で、でもその前の年からこの方の場合はやっているわけです。5年のときに12月ですから、多分令和5年度の120万円というのはもうほとんど横領していた段階だったのかなとは思っているのですが、その後、この段階できちんとチェックしていれば、令和6年、令和7年、この横領というのはなかったのではないかなと私は思ってしまいます。やっぱりその点を考えますと、この5年の12月の再発防止の説明というのは何だったのかなと思ってしまいます。ただ、ペーパーに印字されて、説明があつて印字されたわけですけども、たったそれだけのことで終わってしまったのかなと、とっても本当に悲しい話だなと思うのです。その後、チェック体制がきちんとできていないわけです。その辺をどのように考えられるのか。

それから、あと懲戒審査委員会を開くということをおっしゃっていましたが、実際これ行われているわけですよ。実際これどなたがやったのか、何人でやったのか、お名前教えていただきたいと思えます。

あと前回のときには、町長、副町長以下課長、それから課長補佐、係長とか減給処分があったのですが、今回は町長、副町長のみなのですが、たしかこの説明を23日に回られたときに課長が自主返納の形でもっておっしゃったはずなのです。私はそのように伺ったのですが、その辺のことは今回何も載っていませんが、そういったことは考えていらっしゃるのか、その点をちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（湯田健二君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問でございますが、今回の私的流用の期間と前回議会で申し上げた期間というのがまず重複しているというところがございます。

そちらにつきましては、まさにそのとおりでございます。今回の担当の当該者は、人事管理の担当係員でありまして、法令遵守、綱紀粛正などの文書を作成し、再発防止に努める担当でございました。この頃、公金管理マニュアルを作成し、公金の現金化を最小限にする取組などを行って対応策としてやっていたわけなのですが、当該者は自ら率先して公金マニュアルに沿った中身で振込対応に切替えなどを行う作業をしております、安心していただいていたところが実際のところでございます。また、対象とするものを公金という形でお話しして実践していたところが実際のところでございます。このところは大変反省すべきところと捉えております。

続きまして、審査委員会のメンバーでございますが、4名で構成しております。まず、委員長が副町長でございます。そのほか委員が教育長、私、総務課長、あとこの4月から在籍しておりましたのが教育委員会でございますので、教育次長の4名でございます。

そして最後に、先日約1週間前になるのですが、議員の皆様のところを回りまして、内容について説明させていただいております。その際に、あくまで予定としまして自主返納する予定だということを説明した経緯がございます。その内容でございますが、互助会でいう常任理事が私、総務課長となっておりますので、10分の1の1か月で、事務局長であります課長補佐及び係長につきましては20分の1の1か月、それぞれ自主返納という形で、今週の頭、前半に納付させていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） いや、本当にこういうチェック体制をくぐり抜けてということなのかなと思う。本当に一人一人の職員が皆さん頑張っているのに、たった1人こういうことをされると、本当職員全体がってなってしまうのを、これはあってはならないことだと思うので、やはり今後もチェック体制をきちんと図っていただきたいということと。

あと懲戒審査の4名でとおっしゃったのですが、副町長と課長って当事者になるのですか。であれば、やはり懲戒審査委員会に入ること自体ちょっとおかしいのではないかな。本当に第三者委員会、全く関係ない人がきちんと審査をするということのほうが必要性があるのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。やはり委員会構成がどうのこうのって互助会のほうもあるのでしょうか。実際問題、これ総務課の人間でなく違う課であれば、副町長、総務課長が入って……そういえば教育次長が入っていたというのは教育委員会にもいたからということをおっしゃったのですけれども、どちらにしてもやはり公平さから考えると、何かちょっとおかしいなって思ってしまうのですが、その辺はどうなのでしょう。やはり規則にのっとってということでやられたのか、それ以外考えがなかったのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず、下郷町職員の懲戒の取扱いに関する規程というのがございます。その中で構成委員についてうたっております、第7条なのですが、「委員長は、副町長の職にある者を充て、副委員長には教育長の職にある者を充てる」というふうになっておりますので、まずこの2名は必ずという形になっております。その次に、「委員は、所属課長等の職にある者及び町長が特に必要と認める者をもって充てる」という形になっております、今回構成メンバーとしてその2名を入れさせていただくと。過去にも実際直近で申しますと、税務課の案件がありましたが、その際にも税務課長が入っております。ただ、当然当該者、前回でいえば税務課長、今回でいえば私の処遇につきましては、当然審査を行う際に席を外させていただいた中で委員会の運用が図られているということでございます。

ちなみに、副町長につきましては、あくまで今回の議題に出しました中身として、町長、副町長が自ら申し出て今回の議案を提出しておりますので、懲戒審査委員会での処分という意味合いではないということをご了解いただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 前回もそう思ったのですけれども、当該の課長というのはどうなのかなと思う部分、確かに懲戒の取扱いに関する規程とかというのは出ていますけれども、やはり例外ということもあるわけですよ。やっぱりここを外した上で、きちんとした第三者というのを選ぶということは必要なのではないのでしょうか。その辺は全く考える余地はないのか、今後。こういうことはあってはいけないのですけれども、もし万が一またあったらどうするのですかということです。その辺は規則だけにとらわれず、どういった形できちんと残していくということも、やっぱり第三者ということで入れる必要性もあるのではないかと思いますので、その辺はどうお考えなのか伺います。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田議員さんのおっしゃるとおりなのですけれども、この規程をつくるに当たっては、地方公務員法の法律第261号によって町の規程がつくられておりますので、その辺についての詳細なものについては今後検討していくべきだと。

ただ、地方公務員法に基づく中で規程はつくられているはずですから、これは全国の自治体、恐らく同じだと。ですから、その辺はちょっと調べてみて、今後の対応に当たりたいということでもよろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 1点だけちょっとお聞きします。

この年度、4年から7年までの間、毎年毎年の監査報告は受けておりましたか。1点だけお聞きします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 毎回監査報告はされております。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 監査報告を受けていますというお話なのだけれども、どういう監査

をやったの、これ。こんな不祥事、これも毎年毎年4年間、俺言わないかと思っていたけれども、こんなでたらめやっていて笑われてしまうよ、本当に。職員の質が落ちる、これははっきり言って。町長、答弁してください。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小玉議員のおっしゃるとおりでございます。理事会の総会あるいは評議員会の会議に私は挨拶をして、議事を進行している立場でございますから、それを信用しないわけにはいかない。しかし、この事案については非常に監査のほうを指摘されましたけれども、そのとおりなのです。職員同士だから、職員の入所した時期だとか、そういう関係で信頼性がある初めてやったようなことなのですが、やっぱりこれは悪質ですよ、このやり手は。だから、懲戒免職になるのです。だけれども、そこに目を通さなかったことも事実なのです、監査が。だから、そういうことが今後起きたならば大変なことになります。ですから、この重大な事案についての責任は私にはあるのですけれども、起きてしまって、職員同士で調査をして、間違いのないなということもこれからも指導していきたいと思えます。町民の失望は、これは免れません、私にとっては。十分に今後職員には徹底した指導を行っていききたい、こう思いますので、ご了解いただきたいと思えます。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 町長から答弁ありがとうございました。

それで、1点だけお聞きします。総務課長、監査した監査委員が多分いると思うのですけれども、それに対する処分は今回あったのですか。答弁してください。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 今回の監査につきましては、当該者、処分対象者が偽りの決算書を作成しまして、十分な説明をせず、監査確認の署名、捺印を要求しました。また、今回職員同士で組織された会であったため、なれ合いの部分もあったと思われま。今後の対応ですが、事務局長を監査に立ち会わせるなどの対応をして、監査と担当だけの監査ではない環境をつくりまして、チェックしていくということで対応してまいりますので、監査だった者について処分があったかどうかということはないという回答になりますが、対応策を含めてよろしくお願ひ申し上げます。

（「正直言って、決めたということをちゃんとと言わないと駄目だよ」
の声あり）

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません。補足させてください。

今の対応につきましては、あくまで町ではなくて下郷町職員互助会での中身となりますので、今後理事会、評議員会を通しまして、今のところを徹底してまいりたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今の6番の小玉議員のお話は、要するに監査の職員に落ち度はないかという質問だから、要するにこの決定は理事会にそれを出して、そして評議員会で決定す

るものだから、私のほうの執行、要するに町の町長としての立場は理事長であって、評議員ではない。理事会に出して評議員で決定する。私、評議員にはなっていない。理事会に提出するほうだから、分かっていると思うのだけれども。だから、そこで評議員で決定してしまったので、その処分はないということです。理解してください。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 処分年月日が10月23日とあるのですが、事件発覚後6か月ぐらいたっているのですけれども、これまでの給与と給与の支払いはどうか、どういう形で支払われたのかということと、刑事告訴しない判断としているということなのですが、こちら職員にアンケートをされたようだけれども、これは実名でアンケートされたようなのですが、その意図は何だったのか。そして、実名でアンケートしたならば、互助会員にいち早く報告していないようなのですが、なぜしていないのかというのをちょっとお聞きしたいです。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問でございますが、まず給与の部分、処分日までの基本的な扱いとしましては自宅待機という形になっておりますので、給与の支給の対象となっております。ですから、処分日までの給料が支払われているという形になっております。

続きまして、実名のアンケートにつきましては職員内でございますので、意見を上げていただくからにはやっぱり責任を持った形で意見を上げていただきたいということで実名にさせていただきました。その中身を公表したか、しないか、取りまとめしまして公表はしております。ただ、実名まで公表したかということになると、それはちょっと職員の皆様の前にこういう意見、誰々が言っていたよというお話は、そういう意味で実名を入れてもらったわけではないので、そこは差し控えさせていただいたということでございます。そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 約6か月分支払われているのですが、これ私が同じ同僚の気持ちでしたら、職員の姿勢とかにも関わってくる、モチベーションが下がってしまうのではないかなと思い、質問しましたが、これ発覚直後にそういった処分は不可能だったということですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 繰り返しになって大変申し訳ありません。今回の事案は、まず職員互助会で起こった事案でございまして、職員互助会内におきまして調査を実施し、アンケート並びに告訴する、しない、そういうところを協議した経緯がございます。そこで、まず一定の時間がかかって、その後町に報告がありまして、町のほうでそれを懲戒委員会にかけさせていただいたという経緯がございますので、やはり2つの組織に

おいてという形になりましたので、1か所が決まらなると処分の委員会が動けなかったという事情がございます。そこはご理解いただければと思います。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） すみません、抜けていたのですが、退職金とボーナスも支払われていたのですか。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 今回の処分対象者は、退職金は支払われておりません。ボーナスも恐らく言われるのは12月賞与ということでよろしいでしょうか。6月賞与ですか。6月賞与につきましては、支払われております。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） お話ししますと、職員互助会の事案として取り扱っているのが、役場の問題として会計年度は5月31日、出納閉鎖と同じなのです。ですから、それ以降に総会をやるのです、互助会の総会。ですから、5月の出納閉鎖をもって引継ぎやるときに、これが分からない、分からないといって1か月延ばされたのですよ、こういう順。ですから、理事会と評議員会を3回やる。そして、それが決まってから懲戒審査委員会を3回やったけれども、私は1回差し返したのです、もう一回検討しろと。その中身は、自主返納の件もやっぱりちゃんとしないと駄目だよということでもう一回検討してもらって4回なので、そういう時間帯も必要だったことは事実でありますし、それからこれが裁判になった場合、互助会のほうは告訴しないよ、告発しないよということであっても、相手側から出る場合があるのです。そういう場合は、労働者と使用側の裁判になると3回で決めるのです、3回。1回、2回は事案の内容を聞く、そして本人からの弁明も聞く、そして3回目に出すのです。そうすると、それを決定したときに給与も出せ、退職金も出せということになる。そういうのが労使、お互いに裁判にかけると、そういうことにもなるということで、今回の場合は懲戒免職だけれども、その懲戒免職によって本人が、いや、懲戒免職で私はちゃんと返済したのだからというようなことの訴えが出ると、退職金だって払わなければならないということも生じかねないという事案なのです。ですから、そこは、給与は、自宅待機というのを町長として出しているわけですから、待機したからって給与をくれないわけにはいかないです。そういうことですので、そうすれば6月の報酬も出さなければならないということになりますので、そこは理解していただいてもらいたいと、こう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（湯田健二君） いいですか。よろしいですか。

（「採決して。すみません」の声あり）

○議長（湯田健二君） これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は……

(「議長」の声あり)

○議長(湯田健二君) 9番、星邦一君。

○9番(星邦一君) 今審議ということで終わりましたので、ちょっとお話ししたいことがありましたので、よろしくをお願いします。

今回、職員互助会の横領に関して、書類というのが10月23日、総務課長、そして総務課長補佐が議員一人一人に対してペーパー、こういう処分を受けますよということで懲戒処分を行ったという報告をなされました。その際に免職になった処分のほかは本日10月31日ですか、その日に議会に決まりますよという話を総務課長と課長補佐から聞きました。10月31日終わった時点で懲戒処分ですか、これに関しては報道機関のほうにも投げ込むかもしれませんよという話はもらいました。それまでは、この内容については内密にお願いしますということでペーパーを頂きましたが、ほかの人にも他言しないでくださいよ、これ議会終わるまでは議員さんだけに配りますからねという話でペーパーをもらったのですが、ある町民の方から私のほうにSNSか、ラインかな、それで流れてきたのですよ、このペーパー自体が。「下郷町職員互助会会計の私的流用について」というものがSNSで、ラインで流れてきたのです。ということは、これ議員さんしか持っていないですよというのが町民に今、みんな分かっているのですよ、これ。議員しか持っていないものがラインで。数多くの人から、何人にも私、「いや、決まったんだな」という話をもらいました。ということは、ここにいる議員の方しかこのペーパーは持っていないはずなのです。ということは、この議員の中で誰かがラインで送っているわけです、町民の方に。議会でもまだ決まってもいないのに、公表もされていないのに。ということは、報道機関のほうにも流れている可能性もあります。私がやったというのなら謝罪してもらっていいのですが、ここで名のり出してもらっていいのですが、誰かいると思うのですが、その辺議長さんのほうからちょっとお取次ぎいただければなと思いました。

以上です。

(何事か声あり)

○9番(星邦一君) これ本当に議員として、総務課、町執行部のほうから内密でお願いしますというやつを本当に町民の方に出したということは、議会自体が、本当に議員がと

んでもないことをやったなと私は思うのですよ、ラインで送るということは。誰が見ているか分からないですよ。1人送れば何人にも送るわけですよ。そういうことで、やはり下郷町の議会政治倫理条例というのですか、その第4条にも書かれていましたが、「町民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と書いてあるのですが、そういうことにも触れますので、やはり議会全体が町執行部と町民からも信用を失うようになってしまうのです。それでなくても今、横領で町民から信用を失っているわけですよ。ですから、その辺も踏まえて、やはりここはきちっとした態度を取ってもらえればなどと、議員さんの誰が発信したか私は分かりますけれども、言ってもらえれば一番いいのかなと。もし言わなければ、私一応いろんな議会のほうに調べてきましたが、倫理条例に規定する審査請求というのを私はつくってききましたけれども、そこら辺を踏まえて名のり出られれば名のりさせていただきたいと私は思います。

○議長（湯田健二君） ただいま9番、星邦一議員からこの処分の公表が既に流れているというご指摘でございました。そういう中で、これは総務課長と課長補佐が23日午後に全議員を回って説明申し上げてきたという中で、これが流れていると。それは議会側には内密にしてほしいというところだったのが流れているということですが、これはまず1点は総務課長にお聞きしますが、これは議員以外に流れているかどうかと。それと、もう一点は、この中で議員の皆さんが私が流したということを書いていただければいいと思いますが、まず1点、総務課長からその辺。

総務課長。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問でございまして、まずちょっと経緯を確認させていただきたいとします。

23日、星邦一議員がおっしゃっていたとおり、処分をいたしまして、速やかに皆様のご自宅を回らせていただいて、先ほど言われたレジュメを基にご説明させていただきました。週明けの27日、課長会議において課長さんに伝達した中身で職員への周知を図ったという経緯がございます。ただ、この際にはレジュメはお配りしていない中で、私のほうから口頭で説明させてもらった経緯がございます。ですから、恐らく推測にはなるのですが、私の記憶では議員さん以外にはお配りはしていないという認識はしております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（湯田健二君） 情報を流した者については、名のりをしていただきたい。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 今回の総務課長から頂きました資料につきましては、私がある支援者の方々からも「今どういう状況になっているんだ」ということもありまして、ただそのときに「この10月31日に臨時議会があるので、それまでお願いします。分かってください」というふうなことで、「いや、どういう内容なんだ」というふうなことで、とにかく臨時議会で終わるということで、私は5名だったと思いますが、その人にラインで通知してしまいました。この件につきまして、ただいま9番、星邦一議員からご指摘がありましたように、本当に先走ってしまった。ただ、支援者のためにやったことが、私

にとりましては大変議員として不適格な行動を取ってしまったということに対しまして、深くおわび申し上げたいと思います。とにかく私でございました。申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 23日にもらった文書ですが、これ家族にも見せていないのですよ、私も。これは31日で決まる。いや、いろんな方から「まだ遅いよな、遅いよな」という話はもらっていますけれども、「そのうち決まるんじゃない」という話をしています。31日、まだ誰にもこの処分が今日決まるよという話もしていません。この中でやっぱり軽率ですよ。こういう公文書というのですか、これを流すというのは、5人に流してもやはり5人が何人に流すか分からないですよ、これ。ということは、報道機関のほうにも流れ出るという可能性もあるわけです。ですから、こういうのも考えて、議員だという自覚を持って、執行部との信頼関係もあるわけですから、幾ら支援者に言われたからといっても、守秘義務は守秘義務でやっぱり守らなくてはいけない。その辺は改めてもらえればなど、やはりはっきり謝罪はすべきだと私は思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） ただいま9番議員、星邦一さんからありまして、7番、大竹浩治君から本人ということで、一応町議会としましては、倫理条例に基づきまして、9番議員が申し出るように何らかの請求があればそれに対応させたいと思います。

6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 今、話聞いてびっくりしたのですが、7番、大竹議員かな、9月に演壇で謝罪しているのでしょうか。それにもかかわらず、まだ同じことをやるようなことは議会議員として失格ですよ、はっきり言って。辞めてください、大竹議員。駄目だよ、こんなことをやって。分かっていますか、あんた。やってはならないことをやったのだ。公文書を流すなんてとんでもない話なのだ。私が21年議会議員やっていますけれども、こんな事例は初めてですよ、これ。町長、本当がっかりしています、私は。議長、何とか計らってください。駄目だ、こんなことで。何のために謝ったのだから分からないでしょう。大体議会をばかにしている、本当に。辞めなさい。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やはりこの件に関して、今6番、小玉議員もおっしゃいましたが、9月のときに謝罪ということでされましたけれども、たった一言でしたよね。申し訳ありませんでした。内容を何にもおっしゃらずに、ただそれだけの言葉だったのです。私はあのときもがっかりしました。やはり何でこういう謝罪をする場面になったのか、一つ一つ説明をした上で謝罪をするのが本当だと思うのです。今回に関して、今議長が何らかのこちらから要求があれば、それをのみますということでしたよね。ということは、これから我々がいろいろ考えて、議長のほうに提出するということがよろしいのですか。

○議長（湯田健二君） いいです。

○10番（山名田久美子君） どんな内容でも。

○議長（湯田健二君） はい。

○10番（山名田久美子君） それは我々議員の中で……

○議長（湯田健二君） それでみんなで話し合いをします。

○10番（山名田久美子君） どうするのかというのを決めてやるということによろしいのですね。

○議長（湯田健二君） はい。

○10番（山名田久美子君） やはりきちんと、前回もSNS、ラインなのですよ、問題になったのが。それもあって、あと公職選挙法に違反する花輪の件、それから議会を休んで違う会議に行っている、東京へ行ってたとか、そういったことも含めて追及されたはずなのです。やはり議員としての資質というのが問われますので、やはりこれから、では我々も何らかの形で考えて議長に提出したいと思います。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一議員、よろしいですか。

○9番（星邦一君） はい、よろしいです。

○議長（湯田健二君） では、ほかになければ。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） そういう形で進めたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。（午前11時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年10月31日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員